

議 員 派 遣 書

令和2年3月26日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第13項及び盛岡市議会会議規則(昭和40年議会規則第2号)第125条第1項の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

1 令和2年度岩手県市議会議長会第1回定期総会

- (1) 派遣目的 令和2年度岩手県市議会議長会第1回定期総会への出席
- (2) 派遣場所 盛岡市及び滝沢市
- (3) 派遣期間 令和2年4月23日から令和2年4月24日まで
- (4) 派遣議員 高橋重幸副議長